吸収信託分割の公告

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（受託者）は、左記のとおり、令和七年十二月十五日付で左記一の分割信託及び承継信託につき吸収信託分割を行いますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、分割信託及び承継信託の特定

（一）分割信託

ア　信託の当事者

委託者兼受益者一

東京都千代田区大手町二丁目三番二号

住友商事株式会社

委託者兼受益者二

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

ＳＭＦＬみらいパートナーズ株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行

イ　信託の年月日及び契約名称

令和四年七月一日付不動産管理処分信託契約書　受益権譲渡制限付（テルウェル代々木ビル）（その後の変更を含む。）

（二）承継信託

ア　信託の当事者

委託者兼受益者一

東京都千代田区大手町二丁目三番二号

住友商事株式会社

委託者兼受益者二

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

ＳＭＦＬみらいパートナーズ株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行

イ　信託の年月日及び契約名称

令和四年七月一日付不動産管理処分信託契約書　受益権譲渡制限付（新宿明治通りビル底地）（その後の変更を含む。）

二、右記一の分割信託及び承継信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の分割信託及び承継信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十五条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の右記一の分割信託及び承継信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行

電話番号　〇三―六八五四―五七五七

令和七年十一月十日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行

代表取締役　萩原攻太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/g84mp6r8

令和七年十一月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

Ｕｎａｇｉ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/vdunfe56

令和七年十一月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

Ｋｕｊｉｒａ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/fwz4ezaq

令和七年十一月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＭＡＤＡＩ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金千五百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/zw9jaxub

令和七年十一月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＫＩＮＭＥＤＡＩ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＮＲ　ＧＣＲＥＩＴ　ＪＰ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年九月三十日付官報（号外第二一九号）一三四頁に掲載されています。

令和七年十一月十日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ドルフィン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年三月二十八日付官報の号外第六十九号七十九頁に掲載されています。

令和七年十一月十日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ＬＡＶジャパン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

令和七年六月六日（号外第一二五号）掲載の第六十三期決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和七年十一月十日

神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目四番三〇号

サンマルコ株式会社

代表取締役　金子　真一

訂正公告

令和七年十月十五日（号外第二二九号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、㋐の「大阪府大阪市北区西天満四丁目10番19号ＯＰＳ西天満ビル５階　株式会社エス・アール・ビー　代表取締役　吉田鐘太郎」とあるは「大阪府大阪市北区西天満二丁目６番８号堂島ビルヂング９階　ＹＳホールディングス株式会社　代表取締役　吉田誠二郎」の誤りにつき訂正します。

令和七年十一月十日

大阪府大阪市北区西天満二丁目六番八号

堂島ビルヂング九階

ＹＳホールディングス株式会社

代表取締役　吉田誠二郎

訂正公告

令和七年十一月四日（号外第二四三号）掲載の株式会社ブシロードクリエイティブに係る第十一期決算公告（枠組）中、「利益準備金　169,500」とあるは「資本準備金　169,500」の誤りにつき訂正します。

令和七年十一月十日

扱店

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年十月二十八日（号外第二百三十九号）公布国土交通省令第百五号（建築基準法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
一〇			（改正後欄終りから七～五）第百三十七条の二の三の規定が	第百三十七条の二の三の規定が
〃			（改正前欄五～三）	
令和七年十月十五日掲載の福岡家庭裁判所小倉支部に係る令和七年（家）第九一七一号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中（原稿誤り）				
九四三〇			町上津役二丁目	町上津役東二丁目
二一			二番13号、	二番13号、